

両立支援等助成金等、各種助成金のご案内

この他新型コロナウイルス関係の助成金もあります



■両立支援等助成金 ●育児休業等支援コース 中小企業対象(企業単位支給)

- ①**育休取得時・②職場復帰時**【1企業あたり2人まで(期間雇用者1人、無期雇用者1人)】
「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得、職場復帰させた事業主に支給します※②職場復帰時単独での申請は不可
- 支給額 プランを策定し、育児休業を取得したとき **28.5万円**<36万円>
育児休業取得者が職場復帰したとき **28.5万円**<36万円>
※育休取得者の職場支援の取組(職場復帰時に加算) **19万円**<24万円>
- ③**代替要員取得時**【1企業あたり5年間、1年度延べ10人まで】
育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を**原職等に復帰**させた事業主に支給します
- 支給額 育児休業者1人あたり **47.5万円**<60万円>
※育児休業取得者が期間雇用者の場合 **9.5万円**<12万円>加算
 - ★休業者の職場復帰前までに、休業者を**原職復帰させる就業規則等の条文の整備**が必要です
- ④**職場復帰後支援**【制度導入時は1企業あたり1回限り、制度利用時は3年以内に5人まで】
法を上回る子の看護休暇制度(時間単位取得可・特別有給扱い)等を導入し、育児休業取得者に、職場復帰後、当該制度を利用させた事業主に支給します
- 支給額
制度導入時 **28.5万円**<36万円>※制度導入時単独での申請は不可
制度利用時 子の看護休暇制度 **1,000円**<1,200円>×時間(1年度**200時間**<240時間>上限)
 - ★育休取得者1人につき、育休復帰後6か月以内に子の看護休暇制度であれば**10時間以上**の利用実績がある場合、支給対象となります

■両立支援等助成金 ●介護離職防止支援コース 中小企業対象(企業単位支給)[令和2年度迄]

- ①**介護休業取得時・②介護休業職場復帰時**【1企業あたり1年度5人まで】
「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に所定労働日で5日以上の介護休業を取得させ、職場復帰させた事業主に支給します
- 支給額 プランを策定し、介護休業を取得したとき **28.5万円**<36万円>
介護休業取得者が職場復帰したとき **28.5万円**<36万円>
- ③**介護両立支援制度**【1企業あたり1年度5人まで】
「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って介護のための柔軟な就労形態の制度(介護短時間勤務制度、介護休暇制度等)を導入し、当該制度を労働者に利用させた事業主に支給します
- 支給額 **28.5万円**<36万円>
 - (※)介護短時間勤務であれば合計20日以上の利用実績がある場合、介護休暇(時間単位取得可で特別有給扱い)であれば制度利用開始後6か月以内に**10時間以上**の利用実績がある場合、支給対象となります

■両立支援等助成金 ●出生時両立支援コース 中小企業・大企業対象(企業単位支給)[令和2年度迄]

- ①**男性労働者の育児休業**【1企業あたり1年度につき10人まで】
男性が育児休業を取得しやすい職場風土づくりの取組を行い、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を男性に取得させた事業主に支給します
- 支給額 取組かつ育休1人目 中小企業 **57万円**<72万円>、大企業 **28.5万円**<36万円>
育休2人目以降 中小・大企業ともに休業期間の長さに応じて
14.25万円～33.25万円<18万円～42万円>
 - ★過去に男性育休者がいる企業も「2人目以降」の金額で支給対象となります
 - ★大企業の場合**14日以上**、中小企業の場合**5日以上**の連続した育児休業取得が要件です
 - ★育児休業開始日前日までに「**職場風土づくりの取組**」を実施することが必要です
- ②**育児目的休暇**【1企業あたり1回限り】
男性が子の出生前後に育児や配偶者出産支援のための育児目的休暇を取得しやすい職場風土づくりの取組を行い、制度を導入し、子の出生前6週間・出生後8週間以内に育児目的休暇を男性に取得させた事業主に支給します
- 支給額 制度導入・利用 中小企業 **28.5万円**<36万円>、大企業 **14.25万円**<18万円>
 - ★大企業の場合**通算8日以上**、中小企業の場合**通算5日以上**の育児目的休暇取得が要件です

※各コースの支給額のうち、<>内は生産性要件を満たした場合の支給額等です。詳しくは厚生労働省ホームページ「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご参照ください

働き方改革推進支援助成金 ● 勤務間インターバル導入コース(中小企業対象 企業単位支給)

勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息时间」を設ける「勤務間インターバル」を導入し、労務管理に関する設備投資等を行った場合に、その費用の一部を助成します

※取組実施前に労働局へ「事業実施計画」の提出が必要【計画提出〆切 2020年11月30日】

■支給対象となる取組 【1事業主あたりコース利用1回】

以下のいずれか1つ以上を実施する計画を策定・実施すること

- | | |
|---|-----------------|
| a 労務管理担当者に対する研修 | b 労働者に対する研修周知啓発 |
| c 外部専門家によるコンサルティング | d 就業規則等の作成変更 |
| e 人材確保に向けた取り組み | |
| f 労務管理用ソフトウェア・労務管理用機器・デジタル式運行記録計の導入・更新 | |
| g テレワーク用通信機器の導入・更新 | |
| h 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新
(原則パソコン、タブレット、スマートフォンは対象外です) | |



●対象事業主 次の①から③のいずれかに該当する事業場を有する事業主

- ①勤務間インターバルを導入していない事業場(新規導入)
- ②既に休息时间数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場(適用範囲の拡大)
- ③既に休息时间数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場(時間延長)

●成果目標 全ての対象事業場において、休息时间9時間以上の勤務間インターバルを、当該事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象とした制度として導入する

●支給額 対象経費の一部を助成(合計額×補助率4分の3(※1))

成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給

①の場合 上限80万円～100万円(※2) ②と③の場合 上限40万円～50万円(※2)

(※1)常時使用する労働者が30名以下かつ上記f～hの経費が30万円を超える場合補助率は5分の4

(※2)上限額は最も短い休息时间数に応じたものになります

業務改善助成金(中小企業対象 事業場単位支給)

事業場内最低賃金を一定額以上上げ、設備投資(機械設備、業務ソフトの導入)等を行った場合に、その費用の一部を助成します。



※取組実施前に労働局へ「事業実施計画」の提出が必要【計画提出〆切 2021年1月29日】

■助成対象事業場 事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模100人以下の事業場

■対象となる取組

- ①所定労働時間・労働日数はそのまま時間給を一定金額引き上げる計画を策定・実施すること
- ②業務改善効果のある設備投資等を行う計画を策定・実施すること(経費合計10万円以上)
※福井県最低賃金改定時期に賃金を引き上げる計画を策定される際は、金額にご注意ください

■支給額 業務改善に要した経費を一部助成(合計額×補助率4分の3(※))

賃金を引き上げる額(25円～90円)及び労働者人数により助成上限金額が異なります

例) 30円コース:1人 上限30万円 2～3人 上限50万円 4～6人 上限70万円 7人以上 上限100万円

※生産性要件を満たした場合の助成率は5分の4です。但し、助成上限金額は変わりません

【取組事例】新規患者の顧客情報の記入・通院証明書や診断書の作成に時間がかかっていたが、事務処理ソフトの導入により記録簿への記入が不要となり顧客情報の管理が容易になり、通院証明書や診断書の発効が迅速化することで事務処理が大幅に効率化した。

詳しくは厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)をご覧ください

■問合先: 福井県医療の職場づくり支援センター TEL:0776-24-1666(福井市大願寺3-4-10)

申請先: 福井労働局雇用環境・均等室

TEL:0776-22-0221(福井市春山1-1-54)